

足利市農地情報バンク実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、足利市内の低利用農地の利活用及び遊休農地の発生防止を図ることを目的として、足利市農業委員会が実施する農地情報バンク事業における農地情報の収集・提供等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の定義は以下のものとする。

- (1) 足利市農地情報バンク（以下「農地情報バンク」という。）とは、低利用農地・遊休農地の売買・貸借を希望する所有者から提供があった情報を収集・整理し、農地の利用を希望する農家及び新規就農希望者（以下、「利用希望者」という。）の照会に対して一元的に情報提供を行うシステムをいう。
- (2) 「所有者」とは、農地に係る所有権を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、農地情報バンク以外による農地の売買・貸借を妨げるものではない。

(登録できる農地)

第4条 農地情報バンクに登録可能な農地は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 登録の申請の対象となる農地が、足利市内に所在していること。
- (2) 登録の申請の対象となる農地の所有者が確定していること。所有者が死亡している場合は、相続人等への所有権移転の登記が申請日時点で完了していること。
- (3) 登録の申請の対象となる農地にその土地を利用する権限を有する第三者がいる場合で、その者の同意を得ていること。
- (4) 登録を希望する者が、その農地について共有持分を有する者からの同意を得ていること。

(農地の登録申込み等)

第5条 農地情報バンクに未利用農地に関する情報を登録しようとする所有者等は、足利市農地情報

バンク登録カード（様式第 1 号。以下「登録カード」という。）を足利市農業委員会に提出しなければならない。

- 2 足利市農業委員会は、前項の規定による登録カードの提出があったときは、その記載内容等を確認し、適切であると認めるときは足利市農地情報バンク登録台帳（以下、「登録台帳」という）に登録する。
- 3 登録台帳への登録期間は、登録された日から起算して 3 年を経過する日が属する年度の末日とする。ただし、再登録は妨げない。

（農地に係る登録事項の変更の届出）

第 6 条 前条第 1 項の規定による申込者（以下「貸出登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、変更事項の内容を記載した登録カードを再度足利市農業委員会に提出しなければならない。

（農地登録の取り消し）

第 7 条 足利市農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報バンクに登録された農地を登録台帳からの取り消しを行う。

- (1) 貸出登録者から農地情報バンク登録の取り消しの申出があったとき。
- (2) 当該農地に係る権利移動があったとき。
- (3) 第 5 条第 3 項に規定する登録期間を経過したとき。
- (4) その他足利市農業委員会が適当でないと認めるとき。

（情報提供）

第 8 条 足利市農業委員会は、登録された情報の一部を市ホームページに公開するものとする。

（農地情報バンクの利用要件）

第 9 条 農地情報バンクの提供を受け、農地を利用しようとする利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 地域住民と協調して農業を営むことのできる者
- (2) 低利用農地・遊休農地を耕作することを通じて、地域の活性化に寄与できる者
- (3) その他足利市農業委員会が適当と認めた者

(情報バンク利用申し込み及び通知)

第 10 条 農地情報バンクの登録農地について、利用希望者は利用申込カード(様式第 2 号)(以下「利用申込カード」という。)に必要な事項記入し、足利市農業委員会へ提出するものとする。

- 2 利用申込カードが提出された場合、足利市農業委員会はその内容を貸出登録者に知らせるものとする。

(貸出登録者と利用希望者の契約等)

第 11 条 貸出登録者と利用希望者が合意した場合、両者は速やかに足利市農業委員会に農地法第 3 条許可申請書または利用権設定申出書もしくは市民農園利用契約書の写しのいずれかを提出するものとする。

- 2 足利市農業員会は、貸出登録者との対象農地等に関する売買または貸借の合意内容に直接関与しない。
- 3 貸出登録者と利用希望者が契約内容の変更を行う場合は、当事者間で速やかに手続きをしなければならない。
- 4 契約に関する一切の紛争は、当事者間で解決をするものとする。

(農地利用最適化推進委員への連絡)

第 12 条 利用者が耕作開始する際は、足利市農業委員会はその農地が所在する地区の農地利用最適化推進委員へ連絡する。

- 2 農地利用最適化推進委員は担当アドバイザーとして利用希望者への就業支援、営農指導に努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 貸出登録者及び利用希望者は、情報バンクにおける個人情報の取り扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は個人の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(所管)

第 14 条 農地情報バンクは、足利市農業委員会において事務を行う。ただし、制度の円滑な運営及び利用希望者の就農、営農継続及び収穫物の販売については、足利市や J A 足利等の関係団体と連携することとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、足利市農業委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。